



報道発表資料の配付日時 8月20日(金) 15:00

発表項目 (行事名)	「北海道過疎地域持続的発展方針(令和3年度～令和7年度)」 の策定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条の規定に基づき、「北海道過疎地域持続的発展方針(令和3年度～令和7年度)」を策定しましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 策定日 令和3年(2021年)8月20日(金)</p> <p>2 期間 令和3年度から令和7年度までの5年間</p> <p>3 策定の趣旨 道の過疎地域における持続的発展に資する対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するもの</p> <p>4 北海道における過疎地域の分布状況 (1) 過疎地域市町村 148団体 (2) 経過措置が適用される市町村等 3団体1区域</p> <p>5 配付資料 北海道過疎地域持続的発展方針【概要】</p>		
参考	<p>北海道過疎地域持続的発展方針の全文や、北海道における過疎対策については、以下の道HPをご覧ください。</p> <p>○道HP(北海道の過疎対策について) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chicho/kaso_taisaku.html</p>		

報道(取材) に当たって のお願い	詳細に関しては、下記担当までお願いします。
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク

担当 (連絡先)	総合政策部地域創生局地域政策課(担当者:岡田) TEL ダイヤルイン 011-204-5800 内線 23-460
-------------	---